

仕様書

1 業務名称

「夢キタウィーク～夏～」企画運營業務委託

2 履行期間

契約締結の日～令和7年9月30日

3 事業目的

2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）には、150を超える国・地域が参加し、期間中、国内外から多数の人々が来場予定であることから、開催地大阪にとって、地域の魅力を世界に向けて強く発信するとともに、国内外との交流を深めることで大阪のプレゼンスを一層高める絶好の機会である。会期中には、万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」から想起される、鼓動・高揚・躍動を体現する「祭」をキーワードに、春・夏・秋の3期にわたり、「大阪ウィーク～春・夏・秋～」として大阪府・大阪市が中心となって府内全ての市町村が連携し、会場内各所で多彩なイベントが展開される。

万博の来場者は、万博会場である夢洲にとどまらず、大阪をはじめとした関西・日本全体を広く楽しむことが考えられる。このため、「大阪ウィーク～春・夏・秋～」にあわせて、北区においても「夢キタウィーク～春・夏・秋～」を開催し、北区の魅力を国内外に向けて発信する。

本事業は、令和7年7月24日（木）から8月3日（日）に開催される「大阪ウィーク～夏～」にあわせて開催する「夢キタウィーク～夏～」において、国内外に向けて北区の魅力を発信するものである。その一つとして、期間中に北区内で開催される日本三大祭りの一つでもある天神祭を絶好の機会と考え、多くの来場者に北区の魅力をPRするイベントを開催する。また、北区は商業施設やオフィスビルが集まり、巨大ターミナルを抱える都心のイメージで捉えられがちであるが、北区内各地域では夏祭り等がにぎやかに開催されるなど暮らす人々の営みを感じることができるまちでもあり、熱気あふれる北区の魅力を国内外からの万博来場者に向けて発信することを目指す。

なお、この「夢キタウィーク～春・夏・秋～」については、大阪市が万博の開催機運を地元から盛り上げるため、24区役所それぞれが市民の皆様の参加を得て開催する「24区万博」の取組の一環として実施するものであり、万博PRを行い万博来場促進に繋げることも目指していることから、「夢キタウィーク～夏～」においても、イベント等では十分な万博PRについて実施していくことも目的とする。

4 事業概要

(1) PR イベントの開催

北区の魅力のPRを実施するとともに、万博のPRにも資するイベント（以下「PR イベント」という。）を開催する。

① 日時 令和7年7月25日（金）18時～19時30分（予定）

※PR イベント終了後、会場周辺では天神祭に伴う混雑が予想されるため、出演者等関係者は原則として 21 時 30 分頃まで会場内で待機すること

② 会場 発注者が指定する場所（別紙のとおり）

(2) 北区の魅力発信

① 期間 令和 7 年 7 月 24 日（木）～ 8 月 3 日（日）

② 内容 国内外からの万博来場者に対し北区の魅力を PR する。

5 業務内容

(1) 総合的な企画・運営業務

① 実施計画書の作成

契約締結後速やかに、実施内容及び全体スケジュール、実施体制、経費等を含む業務全体の実施計画書を作成すること。

② 企画・運営体制の構築

業務全体の企画・運営、その他全般について統括する責任者を配置すること。なお、責任者は、大規模なイベント等での企画・運営の知見が豊富な者を選定すること。また、関係者との円滑な連絡・調整が行える体制を構築すること。

(2) PR イベントの開催業務

① PR イベントの企画に関すること

(ア) PR イベントについて、北区内中学校の吹奏楽部（以下「吹奏楽部」という。）による演奏（20 分～30 分程度を想定）を含む実施内容を企画すること。企画に当たっては、北区の魅力を PR するとともに万博 PR に資する内容となるよう留意すること。

なお、本業務の実施に当たり次の物品等については提供又は貸出が可能であるため、希望する場合は発注者と調整すること。ただし、調整の結果使用できない場合がある。

- ・万博 PR 用装飾品（法被、のぼり、横断幕、ポスター、チラシ等）
- ・万博公式キャラクター「ミャクミャク」の着ぐるみ

ただし、アクターは受注者にて手配すること。

(イ) 会場の特性を踏まえ、安全性を十分考慮した企画を提案すること。

(ウ) 吹奏楽部以外に PR イベントへの出演者等を企画する場合は、発注者と協議の上決定すること。

② 吹奏楽部に関すること

(ア) 吹奏楽部による演奏曲の決定や参加人数（40 名程度を想定）の確認、使用楽器や運搬に係る事項等について連絡調整を行うこと。なお、吹奏楽部への出演依頼は発注者が行う。

(イ) PR イベント当日に使用する楽器については、以下のとおり実施すること。

- ・搬入は吹奏楽部において徒歩にて運搬することを想定しているが、運搬ルート等については吹奏楽部及び必要な関係者等と調整すること。
- ・搬出については、吹奏楽部と調整の上、原則として受注者において搬出すること。搬出に当たっては、楽器の取り扱いを熟知した責任者を配置して破損等がないよう十分に注意すること。

・楽器が水などに濡れないよう配慮すること。特に夕立等天候の急な変化に備え、ブルーシート等の準備を行うこと。

③ 会場に関すること

(ア) PR イベントの会場周辺では天神祭が開催されていることから、関係者等と綿密な調整を行い、PR イベント会場の借上げ手続きや借上げ料の支払いに加え、簡易トイレへの階段の整備、安全柵の設置等借上げに伴い必要となる整備や吹奏楽部保護者待機場所の確保について、受注者の責任の下、円滑かつ安全に PR イベントが開催できるよう実施すること。なお、会場の詳細については、関係資料を確認すること。

(イ) PR イベント終了後は、会場等の原状復帰を行うこと。また、万が一、設備等を損傷、汚損、紛失した場合は損害に応じて弁償を行うこと。

④ 万博 PR に関すること

(ア) PR イベント会場には、万博の PR が効果的に実施できる装飾を施すこと。なお、装飾実施に当たっての詳細については、関係資料を確認すること。

(イ) 万博 PR グッズを 1 種類以上企画し、合計 10,000 個以上を作成すること。

なお、作成に当たっては、事前に発注者と協議し決定すること。

(ウ) 作成した万博 PR グッズを、PR イベント会場周辺等で配布すること。

(エ) 万博 PR に当たり、万博のロゴ・マーク、公式キャラクター等のデザインを使用する場合は、「2025 大阪・関西万博マスターライセンスオフィス」の許諾を得る必要があるため、デザインデータ等を発注者へ提供し、調整すること。

⑤ 当日の運営に関すること

(ア) 司会、音響、照明等 PR イベントの円滑な進行に必要なスタッフや機材等の手配を行うこと。なお、音響、照明等実施に当たっての留意事項については、関係資料を確認すること。

(イ) PR イベント会場周辺（関係者席を含む）に警備員の配置や誘導用ポールの設置を行うなど、PR イベントを安全に実施するために必要なスタッフや備品等の手配を行うこと。

(ウ) 吹奏楽部に所属する生徒等の熱中症対策等健康面に配慮し、スポットクーラー等の設置や飲料水の提供等を実施すること。

(エ) 体調不良等により、会場から途中退出する必要がある生徒等が発生した場合、会場周辺の混雑を避けて安全な場所まで移動することができるよう、関係者等と調整を行うとともに、必要かつ十分な警備等を実施すること。

(オ) PR イベントの実施記録を行うこと。記録は動画及び写真により行うこととし、会場内での実施内容はもちろん付近に設営されている観覧席も含めた周辺全体の様子もわかるよう撮影すること。撮影した記録を 5～10 分に編集した記録動画を制作し記録撮影の全てと共に DVD 等により発注者に提出すること。なお、撮影した写真・動画等の著作権は発注者に移譲すること。また、動画制作に当たっては、著作権、肖像権等各種権利関係について必要な処理を済ませておくこと。これらに関する紛争が生じた場合には、受注者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。

(3) 北区の魅力発信

北区は商業施設やオフィスビルが集まり、巨大ターミナルを抱える都心のイメージで捉えられがちであるが、北区内各地域では夏祭り等がにぎやかに開催されるなど暮らす人々の営みを感じることができるまちでもある。熱気あふれる北区の魅力を国内外からの万博来場者に向けて発信することができる企画を提案し実施すること。

6 不測の事態への対応

(1) 荒天時等の対応

荒天時等については、安全を第一優先とし、発注者と協議の上開催又は中止を決定する。なお、雨天時は吹奏楽部の演奏は原則として中止する。

(2) 事故対応等

① 事業実施に当たっては事故等が発生しないよう対策を行い、安全管理、健康管理等に細心の注意を払うこと。

② 緊急時には、直ちに受注者の事業管理責任者において初期対応を行うとともに、発注者に連絡や報告を適切に行うこと。

③ 保険

本事業実施中の事故等に備え、イベント主催者と調整のうえ受注者において保険（対人・対物）に加入すること。

7 障がいのある方への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

8 委託料の支払い

事業終了後に業務完了届を提出し、検査後支払うものとする。荒天その他の発注者及び受注者双方の責めに帰すことができない事情でイベントの全部又は一部が中止となった場合は、双方協議の上、出来高に基づいて支払額を決定する。

9 報告

業務完了後は業務完了届を提出すること。業務完了届には、実施業務の内容、作成物等、本業務の実施概要をまとめた実施報告書を添付するものとする。

10 再委託について

(1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。

(2) 本業務に係る協議、打合せ等の必要経費は全て受注者の負担とする。

(3) 本業務の遂行に当たっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を行うこと。

(4) 受注者が業務を遂行するに当たり必要となる一切の経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

(5) 守秘義務として、本業務に当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(別紙) PR イベント会場
位置図



拡大図

